

松本市立寿小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、教育委員会、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 未然防止のための取組

- (1) 全ての児童にとって安心して生活できる居場所があり、それぞれの児童の良さが十分に認められ、生きがい、存在感を感じられる学校生活となるよう支援していく。そのために、児童が、「学校は本当に楽しい。」と感じられる機会を計画的、日常的に設けるとともに、いじめ防止を教育課程に位置付け、未然防止に努める。また、仲間と共に学校生活を創り上げ、自分も大事な一員だと感じられるような自己有用感を持てたり、全教育活動の中で自己肯定感を高めたりすることができるようにしていく。
- (2) 全ての児童が、相手や周りを気遣おうとする態度を身に付け、他者や集団との関わりを大切にしたいという意欲を高められるよう取り組む。そして、全ての児童が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら人間関係を築き、安心して学習やその他の活動に取り組める環境づくりをめざす。

- (3) 保護者や地域、その他の関係者との連携を図りつつ、早期発見や迅速な対応に努めていく。
また、いじめ防止に資する児童会活動を支援する。
- (4) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発となる、人権作文・道徳集会等を実施する。

3 いじめの認知にあたって（早期発見のための措置）

(1) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 児童対象いじめアンケート調査の実施（年4回）
- ② 保護者対象の学校評価アンケートから、適正に自校の取組を評価
- ③ 教育相談を通じた学級担任による聞き取り調査の実施

(2) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制を整える。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② いじめ相談窓口の設置

児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、定期的に体制を点検し、いじめに係る相談ができる体制を見直す。

③ 教職員の受け止め

児童の相談に対し、「たいしたことではない」「それはいじめではない」などと過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは絶対にしない。

(3) いじめ防止のための組織（法22条：必置）と具体的な取組

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめの防止等の対策のための組織」を置く。

【いじめ・不適応対策委員会】

<構成員>

- 校内職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭
- 校外関係者：寿地区連合町会長、公民館長、子ども会育成会会長、民生児童委員会会長、交通安全協会支部長、寿保育園長、福祉広場コーディネーター、PTA副会長、にこにこルーム代表、公民館主事

<活動>「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、いじめ問題について協議する機会（コミュニティスクール運営委員会）を設け、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めていく。

- (4) 児童の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生リスクが高まっていることを認識し、教職員は自ら研修を行うなど、情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するための研修

等に取り組む。

4 いじめに対する措置

- (1) いじめが起きたときは、いじめられた児童の心身の安全を第一に、児童の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることをめざす。
- (2) いじめをした児童についても、健やかな成長を願い、いじめをした事実きちんと向き合い、相手の心情を十分理解できるような指導に努めるとともに、背景を探り、いじめを繰り返さないように、相手を思いやる心情を育んでいく。そして、いじめられた児童との関係修復を図るとともに、その後の生活を温かく見守り、友だち、教職員、周囲の大人と関係が築けるように配慮する。
- (3) 具体的な取組（組織的で迅速な事実確認・報告・相談）
 - ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
 - ② 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することを原則とする。
 - ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
 - ④ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。

5 重大事態が発生した場合の対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

令和6年5月